

第1章 子どもを産み育てやすい環境づくり

第1節 少子社会の現状

我が国の合計特殊出生率は、2005（平成17）年には1.26と過去最低を更新した。

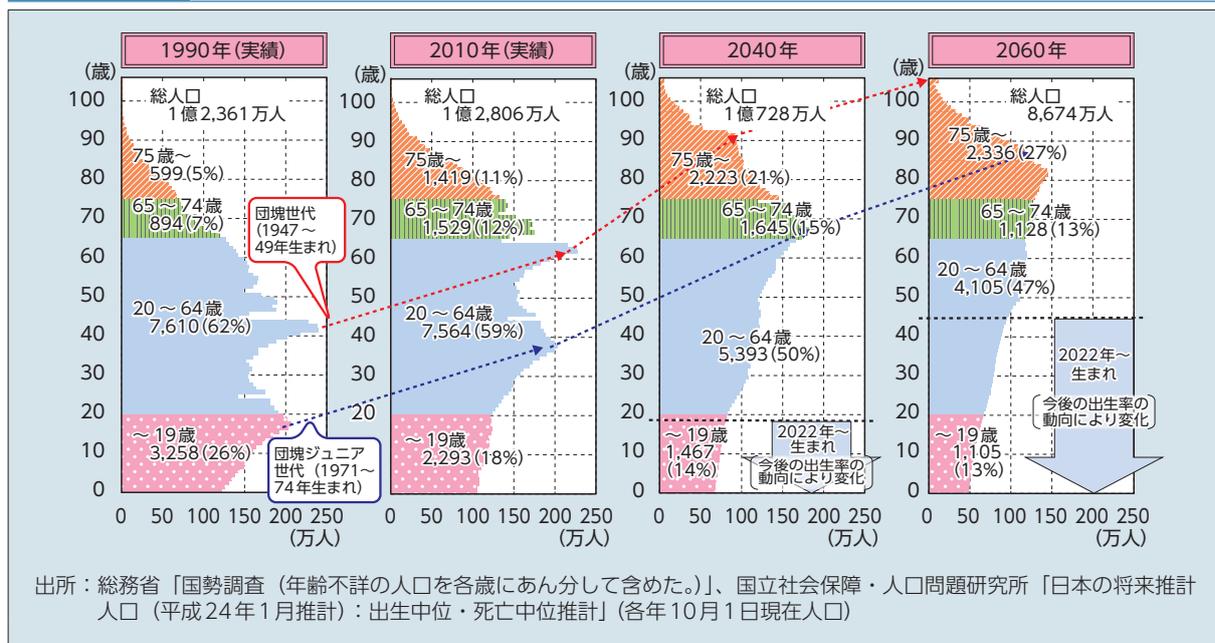
2006（平成18）年以降の合計特殊出生率は、横ばいもしくは微増傾向だが、2013（平成25）年も1.43と依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続している。

また、2012（平成24）年に発表された国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によると、現在の傾向が続けば、2060（平成72）年には、我が国の人口は8,674万人となり、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割り、高齢化率は約40%に達するという厳しい見通しが示されている（図表1-1-1）。

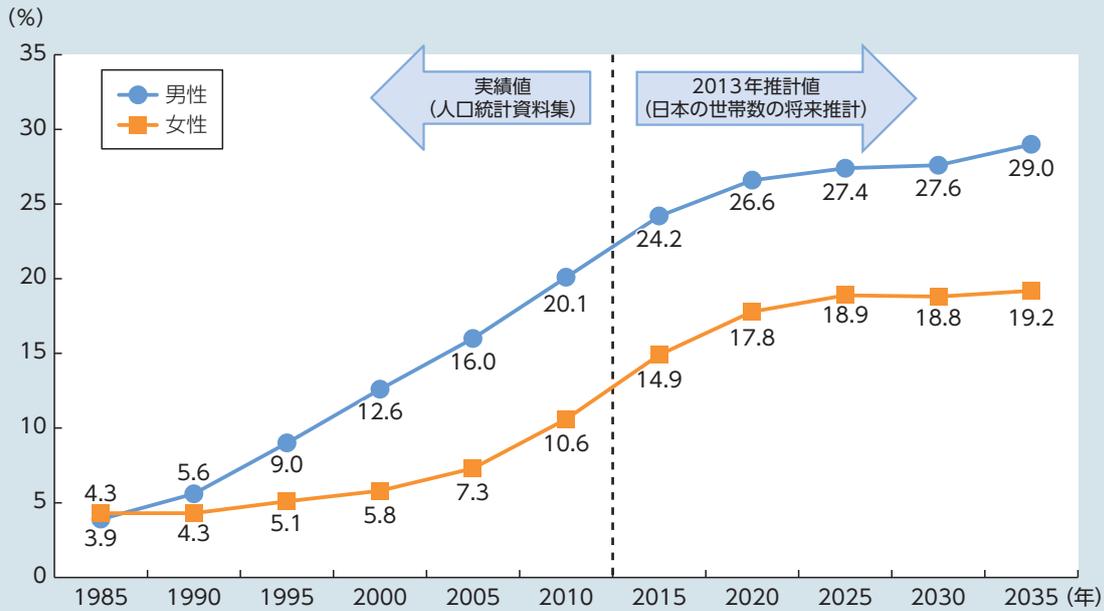
さらに、ライフスタイルが従来とは異なるものになってきている。例えば、2035（平成47）年には生涯未婚率が男性で約29%、女性では約19%になるものと見込まれている（図表1-1-2）ほか、共働き世帯と専業主婦世帯（男性雇用者と無業の妻からなる世帯）とを比べると、1997（平成9）年には既に前者の数が後者の数を上回っている状況にも配慮する必要がある（図表1-1-3）。

こうした状況に加え、多くの国民が結婚したい、子どもを生み育てたい、結婚しても子どもを持って働きたいと希望しているにもかかわらず、その希望がかなえられず、結果として少子化が進んでしまっているものと考えられることなどから、国民が希望する結婚や出産を実現できる環境を整備することが重要となる。

図表 1-1-1 人口ピラミッドの変化（1990、2010、2040、2060）－平成24年中位推計－

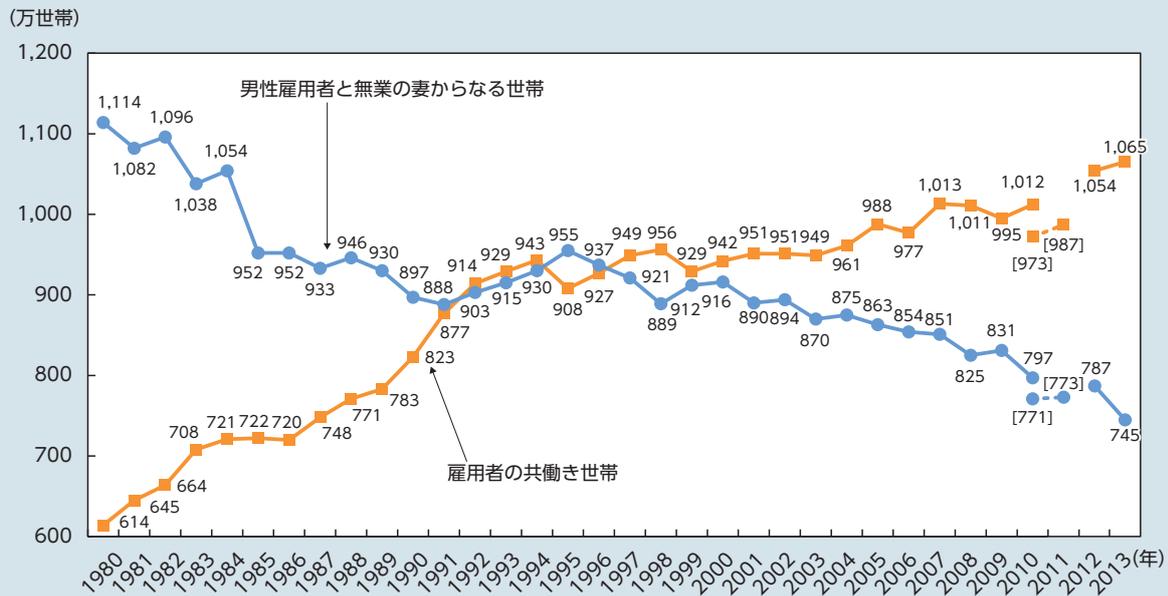


図表 1-1-2 生涯未婚率の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（2013年1月推計）」、「人口統計資料集（2014年版）」
 (注) 生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2010年までは「人口統計資料集（2014年版）」、2015年以降は「日本の世帯数の将来推計」より、45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均。

図表 1-1-3 共働き等世帯数の推移



資料：内閣府「平成26年版男女共同参画白書」
 (注) 1. 1980年から2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、1980年から1982年は各年3月）、2002年以降は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 4. 2010年及び2011年の [] 内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

第2節 総合的な子育て支援の推進

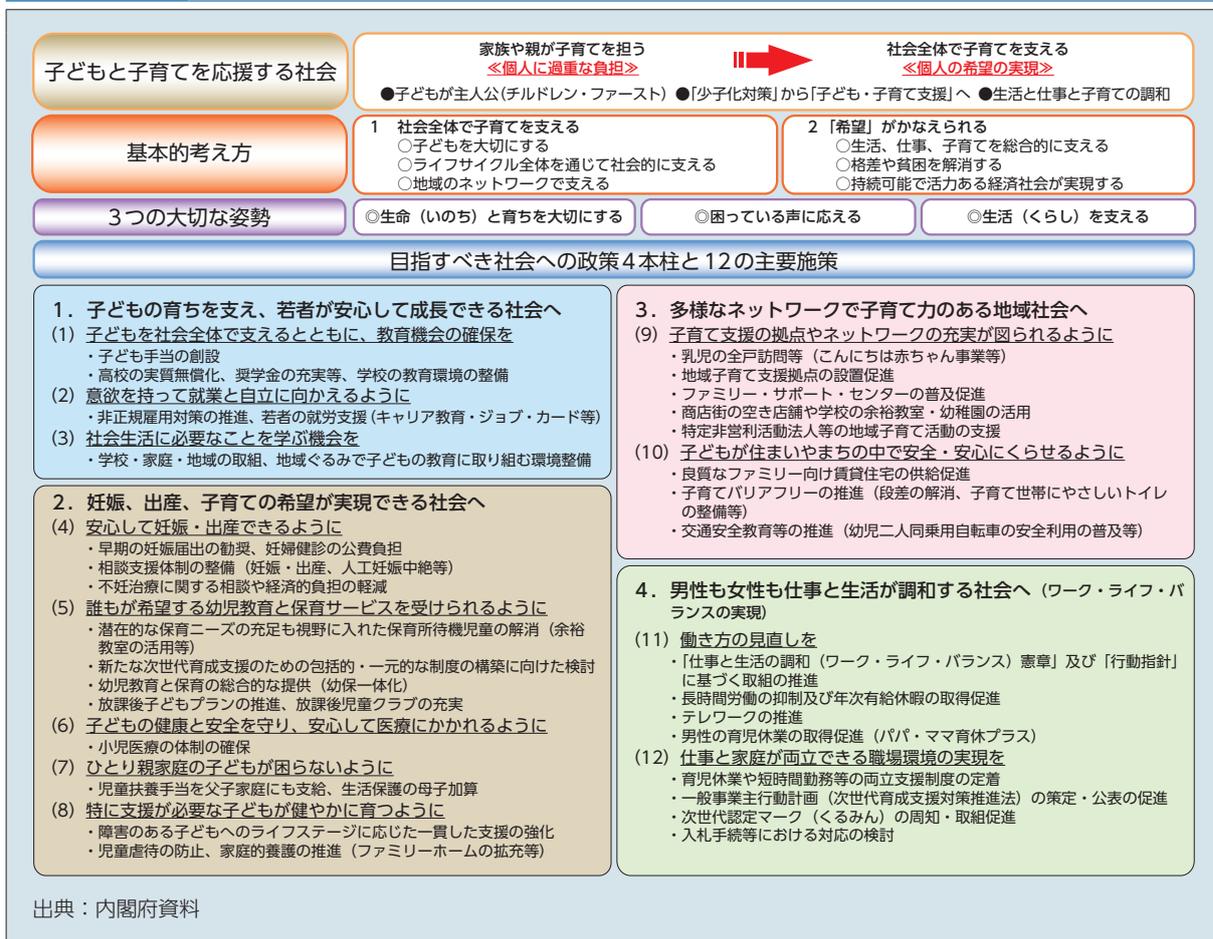
1 子ども・子育て支援新制度

子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までの5年間で目指すべき施策内容と数値目標を盛り込んだ、少子化社会対策基本法に基づく少子化社会対策大綱（「子ども・子育てビジョン」（[図表1-2-1](#)、[図表1-2-2](#)）を策定し（平成22年1月29日閣議決定）、総合的な子育て支援を推進している。

社会保障・税一体改革においては、社会保障に要する費用の主な財源となる消費税の充当先が、現在の高齢者向けの3経費（基礎年金、老人医療、介護）から、子育てを含む社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）に拡大されることとなった。

この子育て分野の受け皿となる、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築については、子ども・子育てビジョンにおいても検討することとされ、政府法案を2012（平成24）年通常国会に提出した。その後、国会の審議過程で認定こども園制度の改善など、修正等がなされ、同年8月10日、子ども・子育て関連三法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

図表 1-2-1 少子化社会対策基本法第七条に基づく大綱
（「子ども・子育てビジョン」（2010年1月29日閣議決定））



出典：内閣府資料

図表 1-2-2 主な数値目標等

<p>安心できる妊娠と出産</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○NICU(新生児集中治療管理室)病床数(出生1万人当たり) ○不妊専門相談センター 	<p>[現状]</p> <p>21.2床 55都道府県市</p>	<p>[2014年度目標値]</p> <p>⇒ 25～30床 ⇒ 全都道府県・指定都市・中核市</p>
<p>潜在的な保育ニーズにも対応した保育所待機児童の解消</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平日昼間の保育サービス(認可保育所等)(3歳未満児の保育サービス利用率) ○延長等の保育サービス ○病児・病後児保育(延べ日数) ○認定こども園 ○放課後児童クラブ 	<p>[現状]</p> <p>215万人(75万人(24%)) 79万人 31万日 358か所 81万人</p>	<p>[2014年度目標値]</p> <p>⇒ 241万人(102万人(35%)) ⇒ 96万人 ⇒ 200万日 ⇒ 2,000か所以上(H24) ⇒ 111万人</p>
<p>社会的養護の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○里親等委託率 ○児童養護施設等における小規模グループケア 	<p>[現状]</p> <p>10.4% 446か所</p>	<p>[2014年度目標値]</p> <p>⇒ 16% ⇒ 800か所</p>
<p>地域の子育て力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援拠点事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○一時預かり事業(延べ日数) ○商店街の空き店舗の活用による子育て支援 	<p>[現状]</p> <p>7,100か所(市町村単独分含む) 570市町村 348万日 49か所</p>	<p>[2014年度目標値]</p> <p>⇒ 10,000か所 ⇒ 950市町村 ⇒ 3,952万日 ⇒ 100か所</p>
<p>男性の育児参加の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○週労働時間60時間以上の雇用者の割合 ○男性の育児休業取得率 ○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間(1日当たり) 	<p>[現状]</p> <p>10% 1.23% 60分</p>	<p>[2014年度目標値]</p> <p>⇒ 半減(H29)*参考指標 ⇒ 10%(H29)*参考指標 ⇒ 2時間30分(H29)*参考指標</p>
<p>子育てしやすい働き方と企業の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第1子出産前後の女性の継続就業率 ○次世代認定マーク(くるみん)取得企業数 	<p>[現状]</p> <p>38% 652企業</p>	<p>[2014年度目標値]</p> <p>⇒ 55%(H29)*参考指標 ⇒ 2,000企業</p>

(注) 上の表中、ビジョン策定時に得られた最新の数値を「現状」として記載。

関する法律)が成立し、同月22日に公布された。

子ども・子育て関連三法に基づく新たな子ども・子育て支援制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしている。具体的には、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとしている。実施主体は基礎自治体である市町村であり、地域の実情等に応じて幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付・事業を計画的に実施していくこととしている。2015(平成27)年4月に予定されている本格施行に向けて、2013(平成25)年4月に内閣府に設置された子ども・子育て会議において具体的な検討を進めている。

また、2015年度に本格施行を予定している子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、保育緊急確保事業により、「待機児童解消加速化プラン」に関する事業に加え、新制度の下で市町村が実施する、地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。

具体的には、小規模保育、家庭的保育、幼稚園における長時間預かり保育や、認可を目指す認可外保育施設への支援、保育士の処遇改善、利用者支援などを実施することとしており、待機児童解消への取組みをより一層強力に支援していくとともに、放課後児童クラ

ブの充実、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、乳児家庭全戸訪問事業等に関する補助を行う。

2 すべての子育て家庭への支援

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化することにより、その負担感が増大している。

このようなことから、身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流を行う「地域子育て支援拠点事業」の設置を促進している。これについては、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談・援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習を基本事業に位置付けている。

2014（平成26）年度は、保育所、公共施設の空きスペースや商店街の空き店舗、公民館等において、前述の基本事業を実施する「一般型」、児童福祉施設等において子育て中の当事者をスタッフとして交えて基本事業を実施する「連携型」の類型により、子ども・子育て支援法に基づく保育緊急確保事業の一事業として、子ども・子育て新制度への円滑な施行に向けた事業展開を図る。

このような地域の子育て支援の拠点については、量的な拡充とともに、当事者自身が共に支え合い、情報交換をし、学び合う地域子育て支援活動の原点に根ざした活動を広げていくことが重要な課題である。このような認識から、「特定非営利活動法人子育てひろば全国連絡協議会」が組織され、子育て支援者の資質向上に向けて、各種セミナーや研修会の開催などを行っている。

また、この度、利用者支援事業を創設し、子ども・子育て支援新制度において、1人1人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保育緊急確保事業に位置づけ、必要な支援を行う。

なお、地域子育て支援拠点事業「地域機能強化型」の「利用者支援」・「地域支援」機能は、実施内容等を拡充して、利用者支援事業に発展的に移行することとした。

この他にも、地域の子育て支援機能の強化を図っており、具体的には、①保護者の通院や社会参加活動を可能にし、育児に伴う心理的・身体的負担を軽減するため、保育所や駅前など利便性の高い場所で就学前の児童を一時的に預かる「一時預かり事業」、②生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）」、③養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、養育能力を向上させるための指導、助言等を行う「養育支援訪問事業」、④乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター事業」、⑤児童養護施設等において親の残業や病気などの際にその家庭の児童を預かる「子育て短期支援事業」等を展開している。

第3節 待機児童の解消などに向けた取組み

1 待機児童解消に向けた保育の充実と総合的な放課後児童対策の推進

保育所への入所を希望しながら保育所に入所することができない「待機児童」を解消するため、2002（平成14）年度からの「待機児童ゼロ作戦」等に基づき、保育所の受入れ人数を上げる等の取組みを進めてきた。

しかし、都市部を中心として、待機児童が多く生じており、その数は2013（平成25）年4月現在、22,741人となり、3年連続で減少したものの、依然として多くの子どもの受け入れ先が不足している。

このため、2013年4月に策定した、「待機児童解消加速化プラン」では、2015（平成27）年度を予定している子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取組みを全面的に支援することとしている。

このプランでは、2013・2014（平成26）年度を「緊急集中取組期間」とし、2年間で約20万人分の保育の受け皿の確保を目指し、2015年度から2017年度までを「取組加速期間」とし、保育ニーズのピークを迎える2017年度末までに、潜在的な保育ニーズも含め、「緊急集中取組期間」の取組みと合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととしている。

中でも、2013、2014年度の「緊急集中取組期間」では、緊急プロジェクトとして5本の柱からなる支援パッケージにより、意欲のある地方自治体を強力に支援する。

（支援パッケージ～5本の柱～）

- ①賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
- ②保育を支える保育士確保（「ヒト」）
- ③小規模保育事業など新制度の先取り
- ④認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤事業所内保育施設への支援

こうしたことから、2014年度予算において、保育所の定員を7.2万人増加するための保育所運営費を確保するとともに、2013年度補正予算及び2014年度予算での一体的な措置により、都道府県に設置している安心こども基金に所要の金額を積み増し、事業期限を1年延長して2014年度末までとし、保育所、小規模保育、認定こども園等の整備や保育士の人材確保対策などの取組みを推進していくこととしている。また、保育緊急確保事業（内閣府計上）により、小規模保育、家庭的保育、幼稚園における預かり保育や、認可を目指す認可外保育施設への運営費支援、保育士の処遇改善などを実施することとしており、待機児童解消への取組みをより一層強力に支援していく。

「待機児童解消加速化プラン」を推進するためには、保育を支える保育士の確保が重要であり、2012（平成24）年度補正予算以降、自治体における保育士確保を支援するため、安心こども基金を活用し、処遇改善や潜在保育士の再就職支援等に取り組んでいる。2013年10月からは、ハローワークにおける「保育士マッチング強化プロジェクト」の実施や厚生労働大臣が中心となって、内閣府と連携して保育士確保に関する政府広報等を実施し、省を挙げて、保育士確保に取り組んでいる。

2014年度予算においては、保育士の処遇改善など従来の取組みの継続に加え、新たに、実務経験のある幼稚園教諭の方々の保育士資格取得のための受講費支援等を計上しているところであり、こうした取組みを総合的に実施することで、地方自治体と連携し、保育士確保に取り組んでいく。

また、共働き家庭など留守家庭における小学生の児童に対しては、学校の余裕教室等を活用し、放課後に適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする放課後児童クラブを実施している。2013年5月1日時点では、放課後児童クラブ数は全国で2万1,482か所、登録児童数は88万9,205人になっている。今後とも、保育所の利用者が就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、「子ども・子育てビジョン」に掲げる数値目標（放課後児童クラブの利用児童数を2014年度末までに111万人にする目標）の達成などに向けて、取り組んでいくことにしている。また、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、2007（平成19）年度から、文部科学省の「放課後子供教室」と連携した総合的な放課後対策として「放課後子どもプラン」を推進している。

第4節 児童虐待防止対策、社会的養護の充実、女性保護施策の推進

1 児童虐待への取組みの推進

(1) 児童虐待の現状

児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月に施行された児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の累次の改正や、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）による親権停止制度の新設等により、制度的な充実が図られてきた。この間、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、2012（平成24）年度には児童虐待防止法制定直前の約5.7倍に当たる6万6,701件となっている。子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、虐待による死亡事件は毎年100件前後発生・表面化する中で、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

(2) 児童虐待防止対策の取組み状況

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向けて、①虐待の「発生予防」から、②虐待の「早期発見・早期対応」、③虐待を受けた子どもの「保護・自立の支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備・充実していくことが必要である。

このため、

- ①発生予防に関しては、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相

談に応じ、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行う「養育支援訪問事業」、子育て中の親子が交流・相談できる「地域子育て支援拠点事業」の推進等、相談しやすい体制の整備

- ②早期発見・早期対応に関しては、虐待に関する通告の徹底、児童相談所の体制強化のための児童福祉司の確保、市町村の体制強化、専門性向上のための研修やノウハウの共有、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の機能強化
- ③保護・自立支援に関しては、社会的養護の質・量の拡充、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組みを行う保護者支援の推進などの取組みを進めている。

また、社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」を設置し、児童虐待による死亡事例等を分析・検証し、明らかとなった問題点、課題から、妊娠期からの相談及び支援体制の充実や児童相談所と市町村における専門性の確保及び役割分担と協働などの具体的な対応策の提言を行っている。

(3) 児童虐待防止に向けた広報啓発の取組み

児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、2004（平成16）年から、11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、関係府省庁や、地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。2013（平成25）年度においては、月間標語の公募、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催（11月16日・大分県別府市）、広報用ポスター、リーフレットや児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおり等の作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（ラジオ、新聞広告等）により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。また、民間団体（特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。

また、2013年3月には、赤ちゃんの泣きへの対処や、児童虐待のひとつである乳幼児揺さぶられ症候群の予防を目的としたDVD「赤ちゃんが泣きやまない～泣きへの対処と理解のために～」を制作し、全国の自治体等に配付している。各自治体では、乳幼児健診や両親学級などの場で本DVDを活用し、赤ちゃんの泣きへの対処の仕方、乳幼児揺さぶられ症候群のメカニズムやその影響について周知を図っている。

なお、本DVDは厚生労働省ホームページでも公開している*1。



児童虐待防止啓発ポスター



「乳幼児揺さぶられ症候群」予防啓発DVD

*1 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/nakiyamanai.html

2 社会的養護の充実

(1) 社会的養護の基本的方向

社会的養護は、かつては、親のない、親に育てられない子どもを支援する施策であったが、現在では、虐待を受けた子どもや何らかの障害のある子どもを支援する施策へと変化しており、一人一人の子どもをきめ細やかに支援していけるような社会的資源として、その役割・機能の変化が求められている。

社会的養護が必要な子どもたちを社会全体で温かく支援していくことが必要であることから、厚生労働省では、2011（平成23）年1月から、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を開催して、社会的養護の短期的課題と中長期的課題を集中的に検討し、同年7月に、同委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で、「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめた。これに沿って、家庭的養護の推進、里親委託・里親支援の推進、施設運営の質の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護などを進めている。

(2) 家庭的養護の推進

虐待を受けた子どもなど、家庭で適切に養育されない子どもに対しては、家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、児童養護施設等での施設養護についても、施設の小規模化や、地域分散化によりできる限り家庭的な養育環境に変えていく必要がある。

このため、里親手当の引上げや、里親に対する相談支援等を行う「里親支援機関事業」を実施するほか、2011（平成23）年3月に、里親委託優先の原則を明示した「里親委託ガイドライン」を策定した。さらに、2012（平成24）年度予算から、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置しており、里親の孤立化防止など里親支援の体制を整備しながら、里親委託を推進していく。

施設では、ケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、地域小規模児童養護施設の設置を進めている。2012年度予算から、地域小規模児童養護施設等を賃貸物件を活用して運営する場合に、賃借料の一部を措置費に算定できるようにするなどしている。また、2012年11月に通知を発出し、2015（平成27）年度からの15年間を推進期間とした計画を各施設（児童養護施設、乳児院）と各自治体において策定することとしており、地域の実情に即した計画的な取組みをお願いしている。

(3) 年長児の自立支援策の拡充

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たり、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果、さまざまな困難に突き当たることが多い。このような子どもたちが他の子どもたちと公平なスタートが切れるように自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子どもを受け止めるような支援の充実を図ることが必要である。

このため、2009（平成21）年に施行された改正児童福祉法では、児童自立生活援助事

業（自立援助ホーム）について、都道府県等に実施を義務付け、費用を負担金で支弁することとした。

また、2010（平成22）年度から、施設を退所した後の地域生活及び自立を支援するとともに、退所した人同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供する「退所児童等アフターケア事業」を実施している。

さらに、施設等を退所する子ども等に対しては、親がいない等の事情で身元保証人を得られないために就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように支援することが必要である。このため2007（平成19）年度から、施設長等が身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施している。

2012（平成24）年度には、就職支度費、大学進学等自立生活支度費、就職に役立つ資格取得や講習の受講等のための特別育成費の改善を図り、進学や就職を支援している。また、2013（平成25）年度には、従来、安心こども基金で行ってきた、施設退所者等に対するソーシャル・スキルトレーニング等を行う、児童養護施設の退所者等の就業支援事業を当初予算で措置し、安定した事業運営ができるようにした。

(4) 社会的養護に関する施設機能の充実

社会的養護の施設が質の高い支援を実施するためには、体制面の充実や第三者評価の適切な実施が不可欠である。このため、2011（平成23）年6月に、施設の最低基準を改正し、児童養護施設等の居室の面積基準の引上げその他の改善を行った。また、施設運営の質を向上させるため、2011年9月に施設の最低基準を改正し、第三者評価及び施設長研修を義務付けた。

また、2012（平成24）年3月には、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針のほか、里親及びファミリーホーム養育指針を策定するとともに、第三者評価の評価基準を策定した。

さらに、2012年度には、虐待を受けた子ども等の増加に対応し、ケアの質を高めるため、社会的養護の施設の児童指導員・保育士等の基本的な人員配置の引上げを行った。

2013（平成25）年度には、安心こども基金で行ってきた、各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進等を支援する、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を当初予算化するとともに、2014（平成26）年度には、施設職員が研修を受ける際の代替要員の確保に係る費用の支援対象の拡大を図った。

(5) 被措置児童等虐待の防止

施設入所や里親委託などの措置がとられた児童等（被措置児童等）への虐待があった場合には、児童等を保護し、適切な養育環境を確保することが必要である。また、施設や事業者を監督する立場にある都道府県等は、不適切な施設運営や事業運営について、児童福祉法に基づき適切に対応する必要がある。

このため、2009（平成21）年に施行された改正児童福祉法では、

- ①被措置児童等虐待に関する都道府県等への通告や届出
- ②通告した施設職員等に対する不利益取扱いの禁止
- ③届出通告があった場合に都道府県等が講じるべき調査等の措置

等が規定された。これを受けて厚生労働省では「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を

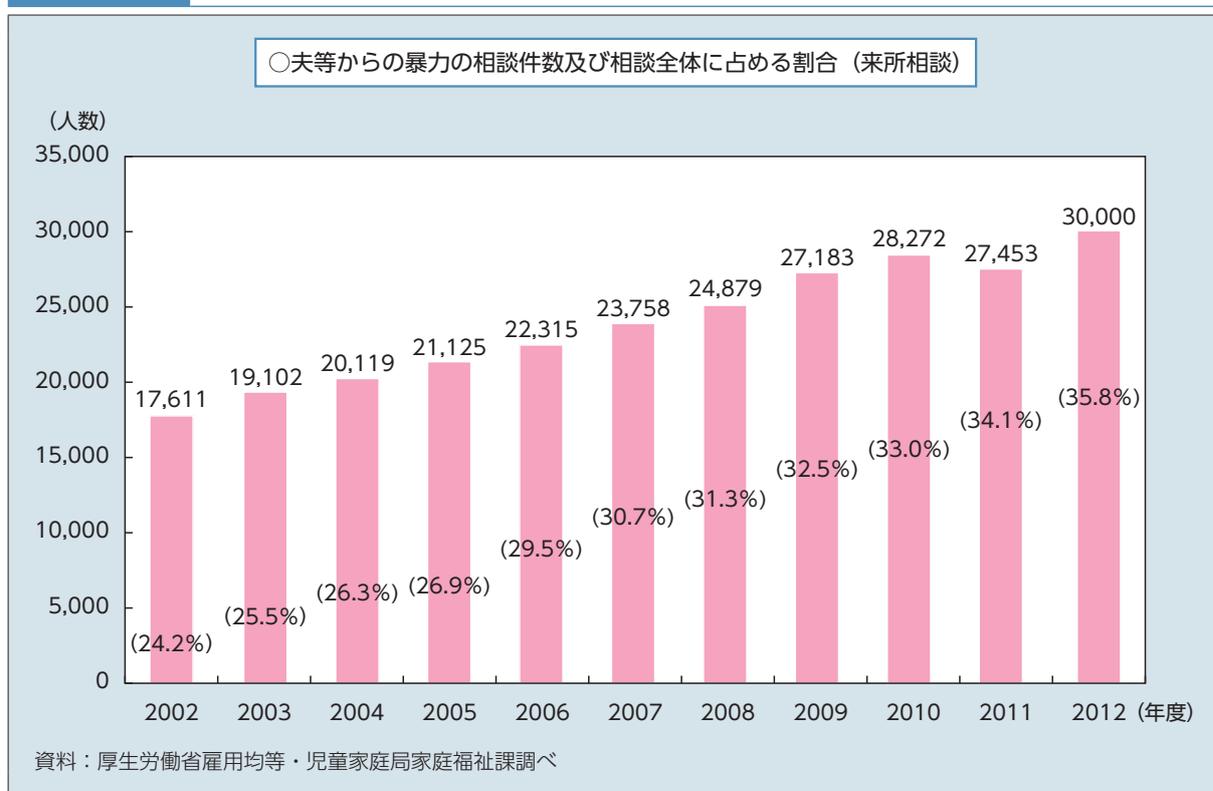
作成し、被措置児童等虐待の防止に取り組んでいるところである。

3 女性保護施策の推進

(1) 配偶者からの暴力の現状

配偶者からの暴力は、人権を著しく侵害する大きな社会問題である。2012（平成24）年度の全国の婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による女性相談者の実人員を見ても、85,861人（2011（平成23）年度80,439人）のうち、「夫等の暴力」を主訴とする者が30,000人（2011年度27,453人）であり、相談理由の35.8%（2011年度34.1%）を占めるなど、配偶者からの暴力被害者が増加しており、関係府省（内閣府、警察庁等）及び関係機関（配偶者暴力相談支援センター、警察、裁判所等）との密接な連携を図り、引き続き取組みの強化が必要とされている。

図表 1-4-1 婦人相談所及び婦人相談員による相談



(2) 配偶者からの暴力対策等の取組み状況

配偶者からの暴力被害者等に対する相談・保護等の支援については、

- ① 配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護及び民間シェルターや母子生活支援施設等一定の基準を満たす者への一時保護委託の実施
- ② 婦人相談所職員や婦人相談員等の相談担当職員に対する専門研修の実施
- ③ 婦人相談所における休日・夜間電話相談事業の実施及び関係機関とのネットワーク整備
- ④ 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における心理療法担当職員及び同伴児童へのケアを行う指導員の配置
- ⑤ 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制の強化

⑥婦人相談所における法的対応機能強化事業の実施

⑦外国人被害者等を支援する専門通訳者養成研修事業の実施

など、各種施策を実施している。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「配偶者暴力防止法」という。)が一部改正され、今回の改正で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対しても、配偶者暴力防止法が適用されることとなった。(2014(平成26)年1月3日施行。施行後は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」)

また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が一部改正され、「婦人相談所その他適切な施設」においてストーカー行為等の相手方に対する支援に努めることが明記された。(2013(平成25)年10月3日施行。)

(3) 人身取引被害者の保護

人身取引被害者の保護については、婦人相談所においては、356名(2001(平成13)年4月1日~2013(平成25)年3月31日)の保護が行われてきたところである。

なお、「人身取引対策行動計画2009」に基づき、人身取引被害者の保護・支援を図っているところであり、婦人相談所等においても、警察、入国管理局、大使館、IOM(国際移住機関)等の関係機関と連携を図りながら、被害者の立場に立った保護・支援を実施している。

第5節 子どもの貧困対策

子どもの相対的貧困率は、国民生活基礎調査によると15.7%(2009(平成21)年)となっており、OECD34カ国中25位(2010(平成22)年のOECDレポート)と高い水準になっている。

相対的貧困率は可処分所得のみで算定されていることから、この数字だけで貧困の状況すべてを測ることはできないが、子どもの貧困が解決しなくてはならない状況にあることがうかがえる。

このため、子どもの将来がその生育環境に左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2013(平成25)年6月に成立し、2014(平成26)年1月17日に施行した。

厚生労働省としては、子どもの貧困対策として、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援、子どもの居場所づくりの推進や、ひとり親家庭への総合的・包括的な支援などを進めているところである。また、本法において、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、第8条において基本的な方針等を定める大綱を定めることとされており、2014年4月4日に子どもの貧困対策会議を開催し、その検討を進めている。

第6節 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1 ひとり親家庭を取り巻く状況

母子世帯数（未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯）は、2010（平成22）年で75万5,972世帯になっており、父子世帯数（未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯）は、同年で8万8,689世帯になっている^{*2}。

母子世帯になった理由別にみると、死別世帯が7.5%、生別世帯が92.5%になっている^{*3}。

就業の状況については、2011年には、母子家庭の母は80.6%が就業している。このうち、常用雇用者が39.4%、臨時・パートが47.4%になっている。一方、父子家庭の父は91.3%が就業しており、このうち常用雇用者が67.2%、事業主が15.6%、臨時・パートが8.0%になっている^{*4}。

母子世帯の平均年間収入は291万円であり、児童のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額697万円と比べて低い水準となっている。一方、父子世帯の平均年間収入は455万円であり、母子世帯より高い水準にあるが、300万円未満の世帯も43.6%になっている^{*5}。

2 ひとり親家庭の自立支援の取組み

母子家庭等に対する支援については、「母子及び寡婦福祉法」等に基づき、①保育所の優先入所等の子育て・生活支援策、②母子家庭自立支援給付金等の就業支援策、③養育費相談支援センターの設置等の養育費の確保策、④児童扶養手当の支給等の経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開している（図表1-6-1）。

特に、母子家庭の母については、就業経験が少なかったり、結婚・出産等で就業が中断したりすることにより、就職に困難を伴うことが多く、就職しても不安定な雇用条件にあることが多いことから、自立に向けた就業支援がとりわけ重要である。

このため、2013（平成25）年度には、

- ①マザーズハローワークをはじめ、全国のハローワークでのきめ細かな職業相談・職業紹介や、地方自治体が設置する母子家庭等就業・自立支援センターでの就業相談・講習会・就業情報の提供等の実施
- ②地方自治体とハローワークが締結した協定等に基づき、母子自立支援プログラムを策定する福祉事務所等によって選定された母子家庭の母や父子家庭の父に対して、ハローワークと福祉事務所等の担当者からなる「就労支援チーム」を結成し、対象者のニーズ、経験及び適性等を的確に把握し、対象者の状況に応じて、個別求人開拓、トライアル雇用の実施や就労支援ナビゲーターによるマンツーマン支援等の就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」の実施
- ③就労経験が乏しい母子家庭の母等の職業的自立を促進するため、就職の準備段階として

*2 総務省「国勢調査」2010年

*3 厚生労働省「全国母子世帯等調査」2011（平成23）年

*4 厚生労働省「全国母子世帯等調査」2011年

*5 厚生労働省「全国母子世帯等調査」2011年、児童のいる世帯については厚生労働省「平成24年国民生活基礎調査」

の生活講習を加えた「準備講習付き職業訓練」の実施

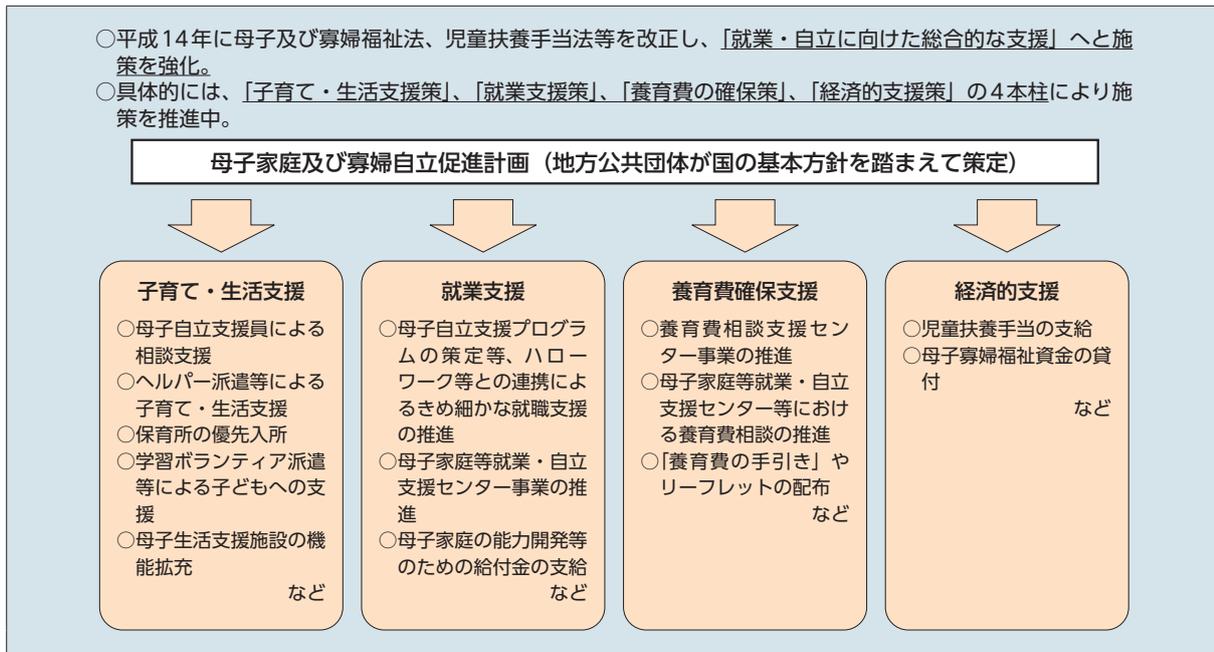
- ④就業に結びつきやすい資格取得のために養成機関に通う際の生活費の負担軽減のための高等職業訓練促進給付金の支給
- ⑤企業における母子家庭の母等の雇い入れを促進するため、トライアル雇用を実施した事業主に対するトライアル雇用奨励金の支給や、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合の特定求職者雇用開発助成金の支給などの取組みを推進している。

また、母子家庭等に対する経済的支援として、

- ①児童扶養手当の支給
- ②母子寡婦福祉貸付金による生活費や子どもの修学費等に対する貸付けを実施している。このうち、児童扶養手当については、「児童扶養手当法の一部を改正する法律」（平成22年法律第24号）の施行に伴い、2010（平成22）年8月より父子家庭も支給対象としている。

この改正児童扶養手当法附則におかれた施行後3年後の見直しに向けた検討規定に基づき、2013年5月から、社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会を開催して、ひとり親家庭への支援施策の在り方について検討し、同年8月に「ひとり親家庭への支援施策の在り方について」（中間まとめ）が取りまとめられた。これを踏まえて、母子家庭・父子家庭に対する支援の拡充や、児童扶養手当と公的年金給付等との併給調整の見直しなどを盛り込んだ「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案」を第186回通常国会に提出し、2014（平成26）年4月16日に成立した。

図表 1-6-1 母子家庭の自立支援策の概要



第7節 母子保健医療対策の推進

1 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化

核家族化、地域のつながりの希薄化等により、出産直後の心身のケアや妊産婦の孤立感の解消等が必要になっていることから、妊娠・出産支援を強化し、地域において、妊娠期から出産、子育て期へと切れ目なく支援が行われていくようにしていくことが重要である。このため、2014（平成26）年度から、新たに、①妊産婦等の支援ニーズに応じ、必要な支援につなぐ母子保健コーディネーターの配置、②退院直後の母子の心身のケアを行う産後ケア事業、③助産師等による相談支援を行う産前・産後サポート事業といった切れ目ない支援を行うためのモデル事業を行っている。

また、妊娠・出産に関する相談支援を行う「女性健康支援センター」について、2014年度に、新たに全国統一の電話番号を設けるなど、その体制の充実を図り、より相談しやすい環境づくりに取り組んでいる。

2 不妊に悩む夫婦への支援

不妊症の検査・治療等に関する情報提供や相談体制を強化するため、地域で中核的な役割を担う保健医療施設などで、専門医等が①不妊に関する医学的な相談や②不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施しており*6、2014（平成26）年度は、土日の講習会の実施等により、更に相談しやすい環境の整備を行う。

2012（平成24）年度には、流産を2回以上繰り返す習慣流産など、いわゆる「不育症」についても、不妊専門相談センターに専門の相談員を配置して相談支援や普及啓発等を行っており、2013（平成25）年度から相談員の配置日数を2週間に1回から1週間に1回に拡充している。

また、体外受精及び顕微授精については経済的な負担が大きいため、2004（平成16）年度から、配偶者間のこれらの不妊治療に要する費用の一部を助成して、経済的負担の軽減を図っている。この助成事業については、2009（平成21）年度から給付額の治療1回当たり上限額を15万円まで、2011（平成23）年度から、1年度目の対象回数を年3回まで拡大するとともに（通算5年、通算10回を超えない）、2013年度には、一部助成単価の適正化を図っている（2012年度支給実績：134,943件）。

さらに、2013年度は、助成事業等の今後のあり方について検討会を設けて検討を進めた。検討会では、医学的知見を踏まえて、より安心・安全な妊娠・出産に資する観点から、適切な支援のあり方について検討が進められ、同年8月に報告書がとりまとめられた。報告書では、子どもを産むのか産まないのか、いつ産むのかといった妊娠・出産に関することは、当事者の意思で判断するものであるとの認識のもと、より安心・安全な妊娠・出産に資するよう、①妊娠等に関する正確な知識の普及啓発や相談支援、②助成事業におけ



*6 2012（平成24）年度：61自治体

る医療機関の要件や対象者の範囲などについて、見直しの方向性が示された。これを踏まえ、2014年度以降、必要な見直しを行うこととしている。

3 小児慢性特定疾病対策や子どもの心の健康支援等

子どもの慢性的な疾病の治療の確立・普及や児童の健全育成を図るとともに、患者家庭の医療費の負担軽減に資するため、小児がんなど特定の疾病（11疾患群）について、医療費の自己負担分を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を実施している。この治療研究事業については、社会保障審議会児童部会の下に2012（平成24）年9月に設置された小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会において、①公平で安定的な医療費助成制度の仕組みの構築、②研究の推進と医療の質の向上、③慢性疾患児の特性を踏まえた健全育成・社会参加の促進、地域関係者が一体となった自立支援の充実を3本の柱とする「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（報告）」（2013（平成25）年12月）が示された。この方向性を踏まえ、2014（平成26）年通常国会に「児童福祉法の一部を改正する法律案」を提出した。

また、様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施するため、「子どもの心の診療ネットワーク事業」を実施している。

入院を必要とする未熟児に対しては、その養育に必要な医療の給付等を行っており、2013年度からは事務の実施権限が都道府県、政令市及び特別区から市区町村に移譲された。

これらのほか、先天性代謝異常の早期発見・早期治療のため、各都道府県で実施している新生児マス・スクリーニング検査について、タンデムマス法を用いた検査の普及を図っている。

4 妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減

妊婦健康診査については、2008（平成20）年度第2次補正予算等で、必要な回数（14回程度）を受けられるよう支援の拡充を図り、その後も補正予算において必要額を確保し、2012（平成24）年度まで妊婦健康診査臨時特例交付金により、都道府県の基金事業を通じて支援した。また、2013（平成25）年度以降は、地方財源を確保し、地方交付税措置を講じることにより、恒常的な仕組みへ移行している。

加えて、2011（平成23）年4月以降の出産育児一時金制度については、引き続き、支給額を原則42万円にしている。また、出産育児一時金等を医療保険者から医療機関等に直接支給する直接支払制度については、医療機関等への支払いの早期化や、医療機関等における事務手続きの簡素化などの改善を行った。さらに、直接支払制度への対応が困難と考えられる小規模施設等については、受取代理の仕組みを制度化した。

5 「健やか親子21」の推進

「健やか親子21」は、21世紀の母子保健の取組みの方向性と目標を示し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画であり、2001（平成13）年から取組みを開始した。

2013（平成25）年度は、「健やか親子21」の計画期間が2014（平成26）年に終了することから、「「健やか親子21」の最終評価等に関する検討会」を開催し、「健やか親子21」において設定された4つの主要課題*7ごとに設けた69指標（74項目）について、目標の達成状況や関連する施策の取組状況の評価などを行った。その結果、「改善した（目標を達成した）」と「改善した（目標に達していないが改善した）」が、合わせて60項目（81.1%）である一方、「悪くなっている」は2項目（2.7%）であった。さらに、当該検討会では、次期計画の策定についても検討し、2015（平成27）年度から次期計画を開始することとしている。

第8節 児童手当制度

児童手当制度については、2012（平成24）年3月に成立した「児童手当法の一部を改正する法律」（平成24年法律第24号）により、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、同年4月から施行された。

これにより、所得制限額（例：夫婦・児童2人世帯の場合は年収960万円）未満の方に対して、3歳未満と、3歳から小学生の第3子以降については児童1人当たり月額1万5千円、3歳から小学生の第1子・第2子と、中学生については児童1人当たり月額1万円を支給することになった。なお、所得制限額以上の方に対しては、特例給付として児童1人当たり月額5千円を支給することになった（所得制限は同年6月分から適用）。

*7 「健やか親子21」の4つの主要課題は以下の通り。

- ①思春期の保健対策の強化と健康教育の推進
- ②妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援
- ③小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備
- ④子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

図表 1-8-1 児童手当制度の概要

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する																								
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額(年収ベース) ・960万円未満																						
手当月額	○0~3歳未満 一律15,000円 ○3歳~小学校修了まで ・第1子、第2子：10,000円 (第3子以降：15,000円)	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等																						
	○中学生 一律10,000円 ○所得制限以上 一律5,000円 (当分の間の特例給付)	実施主体	○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施																						
		支払期月	○毎年2月、6月及び10月 (各前月までの分を支払)																						
費用負担	○児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(1.5/1000)を乗じて得た額。 ※事業主拠出金の一部を財源として児童育成事業(放課後児童クラブ等)を実施。																								
		被用者	非被用者																						
	0歳~3歳未満	<table border="1"> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">公務員 所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>児童手当</td> <td>事業主 7/15</td> <td>国 16/45</td> <td>地方 8/45</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> </table>	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	公務員 所属庁 10/10	児童手当	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	<table border="1"> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">公務員 所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>児童手当</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> </table>	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	公務員 所属庁 10/10	児童手当	国 2/3	地方 1/3	国 2/3
特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	公務員 所属庁 10/10																				
児童手当	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3		地方 1/3																			
特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	公務員 所属庁 10/10																				
児童手当	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3																					
3歳~ 中学校修了前	<table border="1"> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">公務員 所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>児童手当</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> </table>	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	公務員 所属庁 10/10	児童手当	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	<table border="1"> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">公務員 所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>児童手当</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> </table>	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	公務員 所属庁 10/10	児童手当	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	
特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	公務員 所属庁 10/10																				
児童手当	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3																					
特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	公務員 所属庁 10/10																				
児童手当	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3																					

財源内訳 (26年度予算額) [給付総額] 2兆366億円 (内訳) 国負担分 : 1兆2,377億円 (1兆2,806億円)
地方負担分 : 6,188億円 (7,748億円)
事業主負担分 : 1,801億円 ※ () 内の数字は公務員を含む

その他 ○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能
(いずれも市町村が実施するかを判断)

第9節 仕事と育児の両立支援策の推進

1 現状

育児・介護期は特に仕事と家庭の両立が困難であることから、労働者の継続就業を図るため、仕事と家庭の両立支援策を重点的に推進する必要がある。

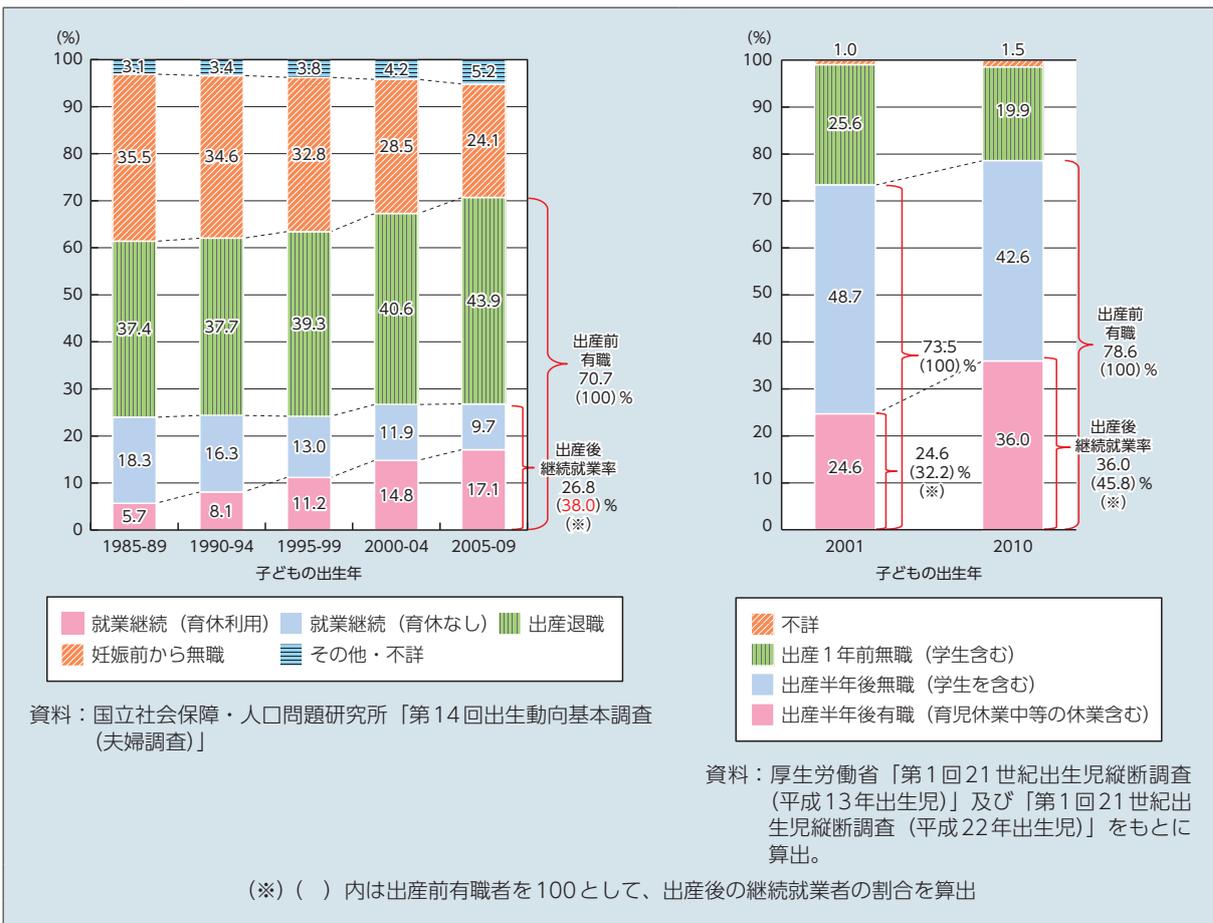
直近の調査では、女性の育児休業取得率が83.6% (2012 (平成24) 年度) になり、育児休業制度の着実な定着が図られつつある。しかし、第1子出産後も継続就業をしている女性は約4割にとどまっており、仕事と育児の両立が難しいため、やむを得ず仕事を辞めた女性も少なくない。

また、男性の約3割が育児休業を取得したいと考えているが、実際の取得率は1.89% (2012年度) にとどまっている。さらに、男性の子育てや家事に費やす時間も先進国中最低の水準である。こうした男女とも仕事と生活の調和のとれない状況が女性の継続就業を困難にし、少子化の原因の一つになっていると考えられる。

図表 1-9-1 育児休業取得率の推移



図表 1-9-2 女性の出産後の継続就業率



2 育児・介護休業法

こうした状況の中、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備することを目的に、2009（平成21）年6月に育児・介護休業法の一部が改正され、短時

間勤務制度や所定外労働の制限の義務化のほか、父母がともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス）等、父親の育児休業取得を促進するための制度の導入等が盛り込まれた。また、これまで従業員数が100人以下の事業主に適用が猶予されていた短時間勤務制度、所定外労働の制限及び介護休暇について、2012（平成24）年7月1日より全面施行された。

この育児・介護休業法の周知・徹底を図るとともに、法律に規定されている育児・介護休業や短時間勤務制度等の両立支援制度を安心して利用できる職場環境の整備を支援している。

3 企業における次世代育成支援の取組み

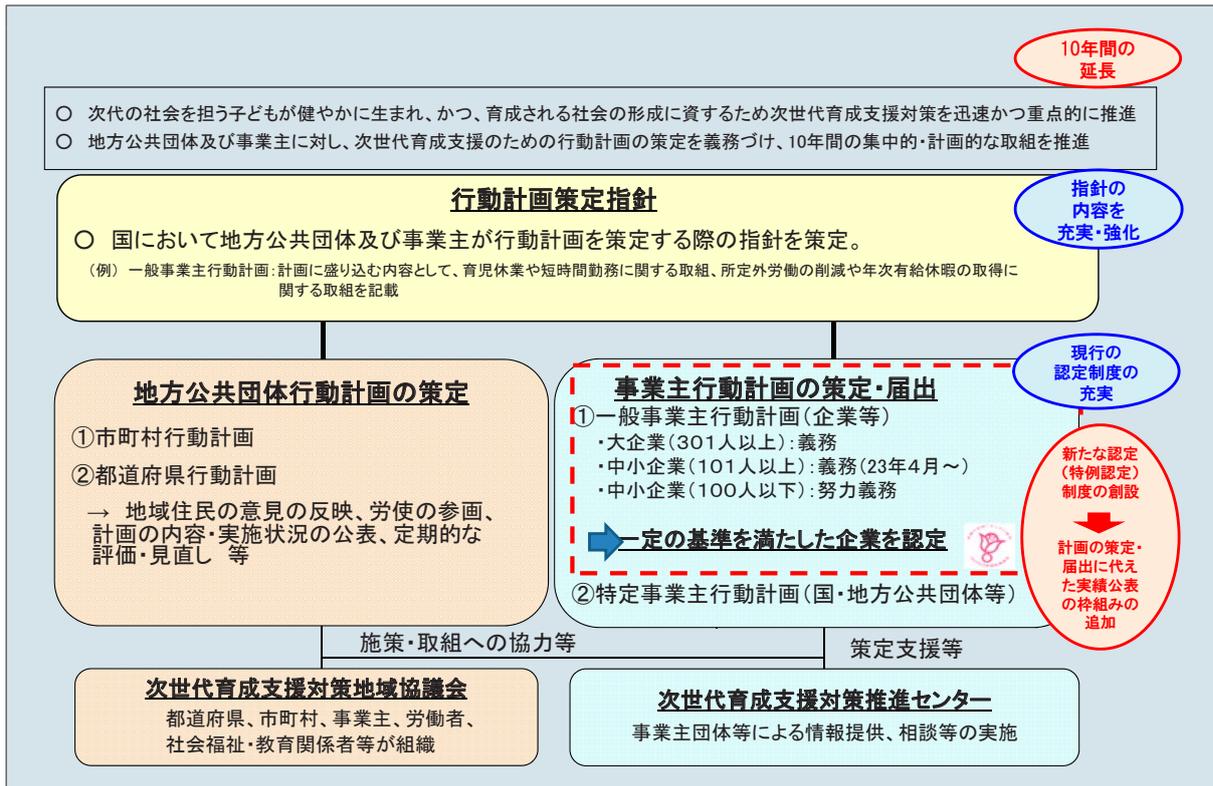
次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めている。

地域や企業の更なる取組みを促進するため、2008（平成20）年12月に次世代法が改正された。この改正法の施行により、2011（平成23）年4月1日から一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の策定・届出等が義務となる企業は常時雇用する従業員数301人以上企業から101人以上企業へ拡大された。これを受けて次世代育成支援対策推進センター（行動計画の策定・実施を支援するため指定された事業主団体等）、労使団体及び地方公共団体等と連携し、行動計画の策定・届出等の促進を図っている。

次世代法については2014（平成26）年度末までの時限立法であることから、労働政策審議会雇用均等分科会において議論が行われ、2013（平成25）年12月10日に検討結果が取りまとめられた。この検討結果を踏まえ、同法の有効期限の10年間の延長、新たな認定制度の創設等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案」として第186回通常国会に提出し、2014年4月16日に成立した。

図表 1-9-3

次世代育成支援対策推進法の概要と見直しのポイント
(平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法)



また、適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は厚生労働大臣の認定を受け、認定マーク（愛称：くるみん）を使用することができる。この認定制度及び認定マークの認知度を高めるため、認定企業の取組事例や認定を受けるメリット等を積極的に紹介するとともに、2011年6月に創設された認定企業に対する税制上の優遇措置について、「所得税法等の一部を改正する法律」において1年間の延長が決定されたことを踏まえ、今後も当該優遇措置について幅広く周知し、認定の取得促進を図っていく。

図表 1-9-4

企業における次世代育成対策推進の取組み状況

【参考：平成26年3月末時点】

- 一般事業主行動計画届出状況

規模計	67,640社		
301人以上企業	14,580社	(届出率	98.5%)
101人以上300人以下企業	31,988社	(届出率	98.4%)
100人以下企業	21,072社		
- 認定企業 1,818社

次世代認定マーク「くるみん」

4 仕事と家庭を両立しやすい環境整備の支援

育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主を支援するため、両立支援等助成金を支給している。

○事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための事業所内保育施設を設置・運営等したとき

○子育て期短時間勤務支援助成金

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度の導入・利用促進に向けた取組みを行い、利用者が出たとき

○中小企業両立支援助成金

・代替要員確保コース

育児休業取得者に対し、代替要員を確保し、原職等に復帰させたとき

・休業中能力アップコース

育児又は介護休業者が円滑に職場に復帰できるよう、能力開発及び向上に関するプログラムを実施したとき

・継続就業支援コース（2012（平成24）年度まで実施、2013（平成25）年度は経過措置）

育児休業取得者を原職等に復帰させ、一年以上継続して雇用するとともに、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施したとき（※初めて育児休業を終了した労働者が2011（平成23）年10月1日以降2013年3月31日までに出た事業主が対象）

・期間雇用者継続就業支援コース

育児休業を終了した期間雇用者を原職等に復帰させ、6か月以上継続して雇用するとともに、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施したとき（※育児休業を終了した期間雇用者が2013年4月1日以降2016（平成28）年3月31日までに出た事業主が対象）

また、インターネットで設問に答えると自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を点検・評価することができる両立指標や両立支援を積極的に取り組んでいる企業の取組み等を掲載したサイト「両立支援のひろば」*8、企業の両立支援の進捗状況に応じた取組みのポイントと様々な企業の具体的な取組み事例をまとめた「ベストプラクティス集」による効果的・効率的な情報提供等により、仕事と家庭の両立に向けた企業の自主的な取組みを促進している。

さらに、仕事と育児・介護等との両立支援のための取組みを積極的に行って成果を上げている企業に対し、公募で「均等・両立推進企業表彰」を実施し、その取組みを広く周知することにより、労働者が仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を促進している。2013年度はファミリー・フレンドリー企業部門厚生労働大臣優良賞を明治安田生命保険相互会社が受賞した。

このほか、育児を積極的に行う男性「イクメン」及び「イクメン企業」を広めるため、「イクメンプロジェクト」を実施し、参加型の公式サイトや企業向け事例集の作成、男性の育児参加を積極的に促進する企業を対象とした「イクメン企業アワード」、大学出

*8 「両立支援のひろば」ホームページ <http://www.ryouritsu.jp/>

前講座の開催等により、男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指している。

コラム

男性社員の育児と仕事との両立支援 (花王株式会社の取組み)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組みについては、2010（平成22）年に「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」について政労使トップによる合意がなされ、厚生労働省においては、男性の育児休業取得率を2020（平成32）年度には13%に上げることなどを目標に掲げ、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいる。

育児・介護休業法の改正により、2010年に「パパ・ママ育休プラス」制度が導入されたが、制度の見直しと合わせ、社会全体で、男性がもっと積極的に育児に関わることができるよう2010年に厚生労働省内で「イクメンプロジェクト」が発足した。

この「イクメンプロジェクト」では業務改善を図り、育児を積極的に支援する企業を表彰する「イクメン企業アワード」を設けている。初代グランプリを受賞した、花王株式会社の「男性社員の仕事と育児の両立支援の取組み」について、人材開発部課長（EPS（イコール・パートナーシップ）推進担当）の座間美都子氏、担当の鈴木康仁氏にお伺いした¹。

花王の育児支援制度の取組みは、1980年代後半から1990年代にかけて、女性向け支援を中心として制度の新設・拡充や、制度が利用しやすくなるような啓発を行ってきた。

2000（平成12）年からは、男性社員からも育児参加について意見が出るようになり、2006（平成18）年から社内制度の整備や以下の取組みを開始した。

なお、男性社員の2012（平成24）年度の育児休業取得率は37.2%となっている。

1 子が生まれた男性社員への啓発リーフレット配布

育児支援制度の概要や手続き等を案内し、制度の内容及び利用による影響（賃金・評価

等）を説明することで不安を解消し、制度利用を促進することが目的。

当初は、子が生まれた男性社員にメールで送信していたが、後に本人の上司にも送信することとなった。

2 啓発ニュースレターの発行

仕事と生活の両立に関する会社の姿勢や取組み、社会の動きを知ることで、一人一人が仕事と生活の両立について考えるきっかけとし、①「お互い様」意識の醸成②働き方の見直しと仕事の効率化促進につなげる。

花王グループ全社員を対象に社内イントラネットに掲載し、毎年約6,000件以上のアクセスがある。

3 男性社員向け育児講座の開催

特に男性社員を対象として、仕事と育児の両立に関する悩みと解決方法の共有、具体的なノウハウの習得などについて、外部講師による講座を開催している。

これまで開催事業所は4か所、のべ14回開催し、参加者174名という実績だが、開催にあたっては、アンケートをとり内容の充実に取り組んでいる。

上記の取組みの他、昼休み時間を利用した育児中の社員のランチミーティングや、新任マネジャー研修における両立支援の啓発といった対策も行っているが、会社による取組みの結果として、育児参加する男性社員が増加するというのではなく、育児参加したい社員が自発的に行うようになることが目指すべき姿と考えている。

また、花王は、職場環境改善の取組みとして社員の意識調査を実施し、その結果から各部門がアクションプランを作成し、その実行を通じて職場環境の整備や風土づくりを推進している。

¹ EPS（イコール・パートナーシップ）：多様な個を尊重し、差別のない明るく風通しのよい職場、働きがいを持って生き生きと働ける職場の実現をめざして、国内花王グループで「多様性の尊重」「ワーク・ライフ・バランスの推進」等をテーマに2000年より活動している。

仕事と育児の両立支援については、会社が一方的に押し進めればよいというものではなく、社員と会社が協調して取り組んでいくことが不可欠であるため、今後も引き続きそれ



ぞれの立場でできることから取組み、働きやすい職場環境づくりに努めていきたいとのことであった。

